

見本 婚姻届

年 月 日届出
長

届出する日を
記入してください。

受理	年 月 日					
通知(送付)	年 月 日					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(フリガナ) 氏 名	夫になる人		妻になる人	
	フジサワ 氏 藤 沢	ヨシユキ 名 善 行	ヨコハマ 氏 横 浜	ミノ 名 みその
生 年 月 日	平成12年 5月 5日		平成15年 4月 1日	
住 所 (住民登録をして いるところ)	神奈川県藤沢市藤沢 100番地の1号 シティー藤沢505		神奈川県藤沢市片瀬海岸 7丁目 7番地 7号	
	神奈川県藤沢市藤沢一丁目 1番地		神奈川県横浜市中区日本大通 35番地	
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	神奈川県藤沢市藤沢一丁目 1番地 筆頭者の氏名 藤 沢 太 平		神奈川県横浜市中区日本大通 35番地 筆頭者の氏名 横 浜 忠 夫	
	父 藤 沢 太 平	続き柄 二 男	父 横 浜 忠 夫	続き柄 長 女
父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてく ださい)	母 川 崎 幸 子	続き柄 養 子	母 横 浜 久 美 子	続き柄 養 女
	養父 藤 沢 華 子	続き柄 養 子	養父 横 浜 久 美 子	続き柄 養 女
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	神奈川県藤沢市朝日町 1番 1	
同居を始めたとき	平成30年 3月 12日	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとき) のうち早いほうを書いてください。		
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		
	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯		
夫 妻 の 職 業 (国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
夫 妻 の 職 業	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯		
	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯		
夫の職業	妻の職業			
届出人署名 ※押印は任意	夫 藤 沢 善 行 印	妻 横 浜 みその 印		

日本人同士
の婚姻の場合、結婚後
の夫婦の氏
について、
必ずチェック☑をして
ください。

記入上の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。届書は一通でさしつかえありません。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日
が日曜日や祝日でも届けることができます。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1. 台湾 2. パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

証 人		
署 名 ※押印は任意	片 瀬 花 子	大 庭 太 郎
生 年 月 日	昭和 平成 64年 1月 7日	昭和 平成 6年 6月 6日
住 所	神奈川県藤沢市片瀬8丁目8番8号	神奈川県藤沢市大庭666番地の6
本 籍	神奈川県藤沢市片瀬8丁目8番	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番

◎提出に必要なもの

婚姻届
本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
※住所や氏が変わる方は、後日、住所地で国民健康保険資格確認書(お持ちの方のみ)・マイナンバー
カード更新等の手続きが必要です。

◎戸籍届出の受付場所・取り扱い時間

場所	平日(月～金曜日)	土日祝日※	第2・第4土曜日※
市民窓口センター (市役所本庁舎1階)	8:30～17:00 17:00～翌8:30※ 中央監理室	中央監理室	8:30～12:00 13:00～17:00
各市民センター (藤沢・村岡をのぞく)	8:30～12:00 13:00～17:00	8:45～11:45 12:45～17:00	

※夜間・土日祝日の受付は届書のお預かりのみとなり、内容確認は翌開庁日に行います。

◎夜間・土日祝日に婚姻届を提出する方へ

届書に記入漏れ等の不備があると、婚姻届が受理されないことがあります。こうした事を防ぐために、平日の開庁時に市役所または市民センターで記入に不備がないかを事前確認されることをおすすめします。ひととおり記入できましたら、ぜひ届出前に届書を窓口までお持ちください。

◎外国籍の方と婚姻される場合

国籍等によって必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。また、受付は市民窓口センター(平日8:30～17:00のみ)となります。審査には時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

【問い合わせ先】

藤沢市役所 市民窓口センター 戸籍事務担当
TEL 0466-25-1111(内線2543)
藤沢市役所ホームページ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>



住所を定めた年月日	連 絡 先
夫 年 月 日	電話 () 番
妻 年 月 日	自宅・勤務先・呼出 方
	携帯 〇〇〇-xxxx-▲▲▲(夫)



婚姻届 書き方のポイント

氏名・生年月日

お二人それぞれの結婚前の氏名で記入します。生年月日は「昭和・平成」等の和暦(外国籍の方は西暦)で記入してください。

住所

住民票に記載されている住所を記入します。婚姻届だけでは住所は変わらないので、結婚を期に引っ越しをするときは、別途住所変更の手続きが必要です。(右ページ参照)

◎婚姻届と同時に住民異動届(転入、転居)を出す場合、婚姻届には新しい住所を記入してください。

本籍

結婚前の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。外国籍の方は、国籍だけを記入してください。

◎外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 1.台湾 2.パレスチナ(ヨルダン川西岸地区およびガザ地区)

結婚後の夫婦の氏

日本人同士の婚姻の場合、結婚後の夫婦の氏(名字)は、必ずどちらかに決めなければなりません。お二人で話し合っ 夫の氏 妻の氏 のどちらかにチェックをしてください。

婚姻後の新しい本籍

「結婚後の夫婦の氏」でチェックした夫または妻が、戸籍の筆頭者になっていない場合は夫婦で新しい戸籍を作ります。お二人で話し合っ新しい本籍を置くところを記入してください。

既に戸籍の筆頭者になっている方の氏で結婚する場合、その筆頭者の戸籍に、配偶者となる方が入籍しますので、新本籍を記入する必要はありません。

署名・押印

届出人署名は必ず本人が結婚前の氏名で自著してください。押印は任意です。

証人

成人2名の証人が必要です。届書右側の証人欄署名(フルネーム)と生年月日・住所・本籍(外国籍の方は国籍または地域)を記入してください。押印は任意です。

- 文字は略さず、丁寧に記入してください。
- 住所等も略さず記入してください。
- 消えにくい黒インクまたはボールペンを使用してください。
- 消すことができるボールペンは使用しないでください。

住所変更の手続き

婚姻届を提出しただけでは、住所は変わりません。住所を変更した時は、「住民異動届」もあわせて提出してください。同じ住所で世帯が別になっている場合は「世帯合併」の手続きが必要です。

◎住所や氏が変わる方は、住所地で国民健康保険資格確認書(お持ちの方のみ)・マイナンバーカード更新等の手続きが必要です。

住所変更の事由	届出の名称	届出期間	届出人	添付書類
他の市区町村から藤沢市に住所を変更	転入届	住み始めてから14日以内	本人または世帯主	転出証明書
藤沢市から他の市区町村に住所を変更(※1)	転出届			なし
藤沢市内で住所を変更	転居届			なし
世帯主の変更 世帯の分離・合併	世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更してから14日以内		なし

※1 藤沢市で転出届を提出した方は、転出先の市区町村で、住み始めてから14日以内に「転入届」をしてください。

住民異動届の取り扱い時間

場 所	平日(月～金曜日)	第2・4土曜日
市民窓口センター (市役所本庁舎1階)	8:30～17:00	8:30～12:00
		13:00～17:00
各市民センター (村岡・藤沢をのぞく)	8:30～12:00	X
	13:00～17:00	

本人確認にご協力をお願いいたします

近年、当事者の知らない間に、婚姻や養子縁組などの届出がされるという事件が発生しています。こうした虚偽の戸籍届出を抑止し、皆様の大切な戸籍を守るために、届出の際にマイナンバーカードや運転免許証等、官公署発行の写真付きの身分証明書(有効期限内のもの)をお持ちいただき、本人確認をさせていただいております。

なお、これらをお持ちでない方や来庁されなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

外国籍の方と婚姻される場合

別途本国発行の証明書が必要になります。国籍等によって必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。また、婚姻届の受付は市民窓口センター(本庁舎1階 平日8:30～17:00)のみとなります。審査には時間を要しますので時間に余裕をもってお越しください。